

役員報酬支給規程

(総則)

第1条 本財団の役員のうち常勤の役員の報酬については、この規程の定めるところによる。

2. 非常勤役員の報酬に関しては、別に定める非常勤役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

(報酬基準の決定)

第2条 常勤の役員の報酬は年俸制とし、このうち、常勤理事の報酬基準（「理事俸給表」、以下同じ。）は、評議員会の決議によって定める。

(報酬額の決定)

第3条 常勤の理事の報酬額は、別表の理事俸給表に基づき、会長がこれを定める。

2. 監事の報酬額については、定款の定めるところにより評議員会の決議によって、これを定める。

(報酬の支給方法)

第4条 年俸報酬の12分の1の額を、毎月1回その月の25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、繰上げて支給することができる。

2. 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって直接本人に支給する。

(退任者等の報酬)

第5条 役員が退任もしくは解任（「定款」第30条第1号の規定による解任を除く。）され、または死亡したときには当該日から7日以内に当該月支給額を日割計算により計算した額を本人または遺族に支給する。

(新任者の報酬)

第6条 月の中途において役員に選任されたときの当該月の支給額は、1ヶ月を30日とする日割計算により起算日から計算した額とする。

2. 前項における起算日は、監事は評議員会での選任日、常勤の理事については理事会での選定日とする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときはその金額を切捨てるものとする。

附 則

1. この規程は、平成23年6月13日から施行する
2. 移行前の法人から継続する役員の報酬額が、法人移行後の最初の評議員会において決議された報酬基準又は報酬額と異なる場合、新しい報酬額の支払いは、決議された翌月から適用する。